

子どもファースト宣言!!

こども医療費18歳まで無償化へ

令和5年9月診療分から

こども医療費助成制度の対象を18歳まで拡充します。

また、市内在住の0歳(出生日)から18歳までの保険診療にかかる医療費が無料となります。



※入院時の食事療養費や保険適用外の医療費は対象外です。(例)診断書や差額ベッド代など

対象者

亀岡市に住民票がある0歳(出生日)から

18歳(18歳に達する日以後最初の3月31日)まで

所得制限

なし

受給者証について

0歳(出生日)
から
中学生までの人

新たに**淡い水色の受給者証**を発行し、8月下旬に送付します。(申請不要)
※現在お持ちの受給者証は返却してください。

生年月日が
2005年4月2日
から
2008年4月1日
までの人

申請が必要です。
申請内容確認後に**淡い水色の受給者証**を発行し、8月下旬に送付します。
※申請が必要な人には、6月下旬に案内文を送付しています。
申請がまだの人は、内容を確認のうえ申請してください。
申請がなければ受給者証を発行できないため、無償化の対象となりません。

※ 学校管理下のけが等で、日本スポーツ振興センターでの災害共済給付の対象となる場合は、医療費受給者証を使用することができません。保険証のみで受診し、学校を通じて日本スポーツ振興センターへ請求してください。

※ 生活保護、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療などの他の制度の対象となる場合は、こども医療費の対象になりません。

問い合わせ



亀岡市 こども未来部 子育て支援課

BCome⁺ (亀岡市保健センター内)

亀岡市 こども医療 制度拡充  で

検索

TEL:0771-25-5027 FAX:0771-25-5128

または
こちら 

